

障がいのある学生は、障がいによって学修上の不利益を被らないために合理的配慮を受けることができます。

◇合理的配慮って何？

合理的配慮とは、障がいのある人が、自らのもつ障がい特性による不利益を被らないために行う個別の配慮のことです。



1. 合理的配慮を申請するには？（申請までの流れ）

（１）事前の準備は？

合理的配慮を申請する前に、医療機関を受診し、医師の診断書、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）、薬の処方箋を準備していただくことになります。合理的配慮はあくまで「障がい」による不利益を被らないための配慮ですので、申請するには「障がい」を有していることを事前に証明していただく必要があります。＊医療機関をまだ受診していないが授業中に配慮が必要であるという方は、まずは医療機関で診断を受けましょう。



〈事前に準備していただくもの〉

- ① 診断書のコピー
- ② 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）のコピー ＊障害者手帳を交付されている方のみ
- ③ 薬の処方箋または投薬されている薬の内容がわかる書類のコピー ＊投薬中の方のみ

（２）申請書類はどこでもらえば良い？

短大事務局またはアドバイザーから合理的配慮申請書（様式１）を受け取り、必要事項を記入してください。申請書の内容は、保護者と共通理解し、内容を確認してもらった上で必ず保護者に署名してもらってください。＊保護者が合理的配慮の申請に関して知らないという状況が発生した場合、合理的配慮が取り消しになることがありますので、必ず保護者へ報告するように注意してください。

（３）申請書に記入した後は？

①合理的配慮申請書（様式１）、②必要書類（診断書、障害者手帳、処方箋のコピー）をもって、アドバイザーと個別面談を行ってください。個別面談では、必要書類の確認、学修状況の確認、希望した合理的配慮が適切かどうかについて助言を受けてください。アドバイザーから変更が必要と助言を受けた場合は、合理的配慮申請書を修正し、アドバイザーに必要書類と一緒に再提出してください。＊アドバイザーの助言に異議があり納得できない際には、障がい学生支援委員会委員（教員：野内、菅野、高山、寺谷）まで相談してください。＊障がい学生支援委員会で再検討を行いますが、必ずしも申請した学生の意見が受け入れられるというわけではありませんので、その際はご了承ください。



申請完了

2. 合理的配慮が提供されるまで

申請が完了した後は、申請した学生のみなさんは、あとは連絡を待つだけです。大学側で複数教員を交えて合理的配慮の内容について検討します。そのままの合理的配慮の内容で大丈夫な時は受理し、「修学上の合理的配慮合意内容書（様式4）」を申請した学生本人にお渡しし合理的配慮の提供を開始します。申請完了から合理的配慮の提供開始までは2週間から1か月前後かかります。

合理的配慮の内容を途中で取りやめたい、変更したいときは？

とりやめたいときはアドバイザーまでその旨を伝えてください。合理的配慮の内容を変更したいときは、合理的配慮申請書（様式1）に記入し、再度、申請と同様の手続きを行って変更してください。

参考資料

下記のURL または QR コードから日本学生支援機構ホームページへ進んでいただきますと、各障害種ごとの合理的配慮の1例を見ることができます。

独立行政法人 日本学生支援機構ホームページ 障害のある学生への支援・配慮事例

(https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_hairyo_jirei/index.html)

